

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">受付印</div>	年 月 日	※ 処理事項	整理番号	事務所区分	法人番号	申告区分
	福島県双葉郡浪江町長 あて	発信年月日 郵便官署消印 確認印				申告年月日 年 月 日
所在地 本町が支店等の場合は（ふりがな）	事業種目	前期末現在の資本金の額又は出資金の額 兆 十億 百万 千 円				
法人名 （ふりがな）	前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	前期末現在の資本金等の額				
代表者氏名印 （ふりがな）	經理責任者氏名					

事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の予定申告書 ※

摘 要	税 額
前事業年度の法人税割額(18の金額)	① 十億 百万 千 円
予定申告税 [ ① × $\frac{⑥}{\text{前事業年度の月数}}$ ]	②
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割	③
この申告により納付すべき法人税割額 ② - ③	④
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤ 月
円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥ 十億 百万 千 円
この申告により納付すべき町民税額 ④ + ⑥	⑦

当該町内により所在する事務所、事業所又は寮等		当該町分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	人

合 計 ⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間	年 月 日から 年 月 日まで																																							
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税基準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑨ 十億 百万 千 円	前事業年度の期間	年 月 日から 年 月 日まで																																							
法人税割額	⑩	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	十億 百万 千 円																																							
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 名</th> <th>※ 区コード</th> <th>月数</th> <th>従業者数</th> <th>均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 名	※ 区コード	月数	従業者数	均等割額				人	円																														
区 名	※ 区コード		月数	従業者数	均等割額																																					
				人	円																																					
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫																																									
外国の法人税等の額の控除額	⑬																																									
仮装經理に基づく法人税割額の控除額	⑭																																									
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮																																									
納付すべき法人税割額 ⑩ - ⑪ - ⑫ - ⑬ - ⑭ - ⑮	⑯																																									
⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑰																																									
差引法人税割額 ⑯ - ⑰	⑱																																									

関与税理士署名押印 (電話 )